

## 平成29年度熊本県肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金交付要項

### (趣旨)

第1条 知事は、肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため、肥薩おれんじ鉄道株式会社が実施する鉄道基盤設備の維持に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者は、肥薩おれんじ鉄道株式会社とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、平成28年度及び平成29年度の鉄道事業会計規則(昭和62年運輸省令第7号)に規定する次の経費及び平成27年度熊本県肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業費補助金交付要項に規定する補助対象事業に係る経費(以下「平成27年度災害復旧事業費」という。)とする。

- (1) 線路保存費(修繕費に限る。)
- (2) 電路保存費(修繕費に限る。)
- (3) 車両保存費(修繕費に限る。)
- (4) 鉄道事業固定資産の取得費(以下「資本費」という。)
- (5) 線路保存、電路保存及び車両保存の業務に従事する職員(肥薩おれんじ鉄道株式会社の検修課、工務課、電気課、佐敷工務センター及び阿久根工務センターに所属する者をいう。)の人件費
- (6) 上記(1)から(5)に係る管理費(保守管理費、一般管理費及び厚生福利費)
- (7) 資本費に係る長期借入金の元利償還金

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費を年度ごとに熊本県側と鹿児島県側に区分し、当該補助対象経費の財源に充当する国庫補助金及び鉄道線路使用料収入等を控除して算出した熊本県側の額を次の負担割合により按分した額とする。

ただし、平成27年度災害復旧事業費に係る経費は、平成28年度に区分のうえ補助金の額を算出するものとする。

### (負担割合)

団体名	負担割合
熊本県	85.00%
八代市	8.32%
水俣市	4.02%
芦北町	1.82%
津奈木町	0.84%

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請は、別記第1号様式に次に掲げる様式を添付して行うものとする。

- (1) 収支計画書兼補助金算定調書(別記第2号様式)
- (2) 鉄道事業営業費明細書(別記第3号様式)
- (3) 資本費算定調書(別記第4号様式)
- (4) 管理費算定調書(別記第5号様式)
- (5) 資本費に係る長期借入金償還金明細書(別記第6号様式)
- (6) 鉄道線路使用料収入算定調書(別記第7号様式)
- (7) 営業外損益及び特別損益算定調書(別記第8号様式及び付表)
- (8) 平成27年度災害復旧事業に係る収支明細書(別記第9号様式)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第10号様式により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更)

第7条 規則第7条第1項の規定による変更申請は、第5条に定める補助金の交付申請の内容に変更が生じた場合に、別記第11号様式により行うものとする。

- 2 前項の申請書に添付すべき書類は第5条の規定を準用するものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による変更の承認及び変更決定の通知は、別記第12号様式により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、別記第13号様式に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助対象年度の鉄道事業会計規則第5条に定める貸借対照表及び損益計算書
- (2) 収支精算書兼補助金算定調書(別記第14号様式)
- (3) 第5条第2号から第8号に掲げる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第15号様式により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第16号様式によるものとする。

- 2 補助金の概算払を請求する場合は、請求書に概算払が必要な理由を付し、関係書類を添えて行うものとする。

(証拠書類の保管期間)

第11条 補助対象事業者は、補助金に係る関係書類を整備し、補助金の額の確定通知を受けた日の属する事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成29年5月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。